

建設工事における現場代理人兼務の取扱要領

制 定：平成 23 年 6 月 1 日

一部改正：平成 24 年 2 月 20 日

一部改正：平成 27 年 3 月 23 日

一部改正：令和 5 年 4 月 5 日

1 目的

市が発注する工事の地元業者の受注促進を図るため、同一人の現場代理人が他工事と兼務できる場合について定めるものとする。

2 対象工事

以下の要件を全て満たす工事を 2 件まで兼務できるものとする。

- ① 丸亀市が発注した工事であること。
- ② 契約価格が 1 件 4,000 万円未満の工事であること。ただし、それぞれの工事現場が同一であると市が認めた場合はこの限りでない。
- ③ それぞれの工事現場が丸亀市内であること。
- ④ 常に市及び工事現場間の連絡が取れる体制であること。
- ⑤ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。

3 兼務の承認

現場代理人兼務の承認にあたっては、工事現場内の管理等の現場代理人として職務の遂行に支障がないと判断されたときに承認するものであり、以下の①から③により承認までの事務を行うものとする。

- ① 現場代理人の兼務を希望する業者は、「現場代理人兼務承認願い兼承認可否決定書（別紙様式）」を新たに現場代理人の配置（兼務）をさせようとする工事の監督職員に 2 部提出する。
- ② 業者からの承認願いの提出を受けた監督職員は、上記「2 対象工事」の①から④に掲げる要件を全て満たしていることを確認する。
- ③ 市は兼務の可否を業者から提出があった承認願いに記載し、そのうち 1 部を事業者に通知する。

4 兼務中の注意事項

現場代理人の兼務を認められた業者は以下に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、不備が認められるときは、現場代理人の兼務の承認を取り消す場合がある。

- ① 兼務期間中は兼務を承認したいずれかの工事現場に常駐していること。
- ② 各工事現場の安全管理等を徹底すること。

5 その他

- ① 増額の変更契約に伴う取扱い
変更契約により、契約金額が 4,000 万円を超えた場合でも兼務は取り消さないものとする。ただし、現場代理人が主任技術者を兼ねている場合において、当該主任技術者につき専任義務が生じたときは、現場代理人の兼務を取り消す場合がある。
- ② 経費調整について
現場代理人の兼務に伴う経費調整は行わないものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 24 年 2 月 20 日改正）

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 27 年 3 月 23 日改正）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。